

答申第42号

答 申

1 審査会の結論

平成27年4月16日付けで異議申立人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成27年5月1日付けで行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当ではなく、非開示とした境界確認書に記載された個人の住所、氏名及び印の部分は開示すべきである。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し、平成27年4月16日付けで「私の津市久居井戸山町字東興〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇の土地との北側道路との境界確定に関する公文書にして、①境界確認申請書、②境界確定書の受理及び境界確認通知書の交付について（伺い）（H14-30）、③境界立会申請書、④境界立会い結果について、⑤境界確定報告書（H22-176）」について本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報の記録として、「①境界確認申請書 ②境界確定書の受理及び境界確認通知書の交付について（伺い）（H14-30）」（以下「本件記録」という。）を特定した。

その上で、本件記録について、自己情報の記録の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成27年5月1日付けで自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 自己情報の一部を開示しない理由

条例第16条第2号（開示請求者以外の個人情報）に該当するため及び自己情報の記録が存在しないため

(3) 異議申立人は、平成27年6月11日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

- (1) 本件決定は、開示しない理由がないにもかかわらずなしたもので違法である。
- (2) 本件は、異議申立人が作成に関与した境界確認書（申請者 ○○○○、申請地 津市久居井戸山町字東興○○番○）（隣接地 津市久居井戸山町字東興○○番○、隣接地所有者 異議申立人）の異議申立人以外の者の住所、氏名、印の欄を非開示とした処分の違法性を問うものである。
- (3) 非開示理由の違法性
- ア 異議申立人は、津市久居井戸山町字東興○○番○の土地の所有者である。
- イ 異議申立人は、隣接地である津市久居井戸山町字東興○○番○の土地所有者である○○○○から、道路拡幅のため境界立会いを求められ、平成14年6月28日、境界確認に立ちあつた。
- ウ ○○○○は、平成14年8月19日、境界確認書への署名・捺印を求めてきたので、「別紙実測平面図及び断面図の表示された境界を確認のうえ、合意」し、境界確認書の「隣接地 久居井戸山町字東興○○番○」の欄の住所、氏名（自筆）欄に署名し、印欄に捺印して○○○○に交付し、○○○○は、これを津市に提出した。
- 境界確認書には、なお書として「本書の申請地、隣接地に直接利害を有する者に本書を閲覧させ、又は、本書の写しを交付することについては同意する。」と明記されている。
- エ 境界確認書は、申請者と隣接地所有者、地元の井戸山町自治会長との共同作成にかかる文書であり、異議申立人も作成に関与した者であるから、異議申立人は、本件境界確認書の黒塗りされていない全面開示の文書の写しの交付を受ける権利がある。
- オ しかるに、津市長は、これを個人情報であるとして非開示とした。
- これは、著しく個人情報保護法の解釈運用を誤ったもので、境界確認書に「本書の申請地、隣接地に直接利害を有する者に本書を閲覧させ、又は、本書の写しを交付することについては同意する。」との明文を看過した重大かつ明白な誤りである。
- カ 今後、津市において、このような措置がとられるのであれば、津市が関与する境界確認の立ち会いには、津市民は立ち会わない選択をすることになるであろう。

けだし、立ち会いに応じても何の利益もないし、自分が作成に関与した境界確認の成果を津市だけが独占して、申請人や隣接土地所有者は利用できない不合理な結果となるからである。

キ よって、本部分開示決定は、速やかに取り消されるべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

請求のあった①境界確認申請書 ②境界確定書の受理及び境界確認通知書の交付について（伺い）（H14-30）は、境界立会を行う際の資料であるが当該文書中の開示請求者以外の個人名、住所、印影などは条例第16条第2号（開示請求者以外の個人情報）に該当すると判断し部分開示決定としたものである。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件記録の不開示とした境界確認書に記載された開示請求者以外の個人の氏名、住所及び印影部分について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第16条第2号の該当性について検討する。

条例第16条において、自己情報の開示請求があった場合、実施機関は原則として開示しなければならない義務があることが定められているが、その各号において、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

条例第16条第2号は、開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるときには、不開示とすることを定めたものである。

(1) 異議申立人による口頭の意見陳述の内容

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定に基づき、異議申立人による口頭の意見陳述を聴した。

異議申立人によれば、境界確認は、市が管理する道路敷等の公共用財産と民有地の境界を確定するという作業で、確認書には「下記申請地と貴職所管（管理）公共用財産（道路敷、水路敷）との境界について、別途実測平面図及び断面図に表示された境界を確認のうえ、合意する。」と境界の合意について書いてあるとともに、なお書きで「本書の申請地、隣接地に

直接利害を有する者に本書を閲覧させ、又は、本書の写しを交付することについては同意する。」と、あらかじめ申請地、隣接地の直接利害関係者に閲覧又は写しを交付することについては、お互いに同意していることから、この確認書に押印した利害関係者が請求してきた場合は他の人の住所や氏名等について公開してもいい情報である。また、印影については、確かに本人の意思によるものなのかという意思の表明、作成の申請に関わるものであるから公開してほしい。そもそも、境界確認書は、それぞれの成果としてそれぞれの利害関係者に渡してもいい性質の書類であることから、その意味からも開示されるべき情報である。

この請求は、「何人も」開示請求できる情報公開制度ではなく、あくまで作成に関わった関係者があらかじめ閲覧又は写しの交付に同意している情報の請求で、お互いに共有している情報であることから、その利害関係者には全部開示すべき情報であると主張する。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の内容

一方、当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。

実施機関によれば、本件開示請求については、境界立会いに関する一連の文書の、自己情報の開示請求ということであるが、本件記録の文書については、市が受理したことにより、市の保有する申請書等の公文書となることから、そこに記載されている開示請求者以外の氏名等の個人情報については、条例に照らし合わせ、第16条第2号の開示請求者以外の個人情報に該当するとして不開示としたとのことであった。

なお、境界確認書と図面については、閲覧交付申請という別の手続によれば、利害関係者であることを確認した上で、閲覧、交付をすることができるとのことであった。

(3) 当審査会の判断

当審査会は、本件記録の見分を行った上で、本件処分の妥当性について検討した。

本件記録については、自己情報開示請求という手続による請求である。本来当該手続により開示できるのは、請求者本人の自己に関する情報だけである。そこに記載された他人の情報は、あらかじめ閲覧又は写しの交付に同意があったとしても自己に関する情報とは言えないことから、自己情報開示の制度にのっとった請求により、同意のみを根拠として他人の情報

を開示することについては、審査会としては懸念が感じられる。

ただし、境界確認書については、利害関係者に閲覧させ又は写しを交付することにつき、単に請求者を含む利害関係者（土地所有権者）の同意があるだけでなく、自己情報開示の対象が特定区域の官民の土地所有権相互の境界確認事項に限定されたものとなっていること、境界の判断は隣接土地が連続して存在するため、当該区域内の土地所有権者各自が署名押印して作成した境界確認書によることが他の手段に比して簡便で適切であると認められること、また境界確認についてほぼ同一の結果を得られる「閲覧交付申請」という津市独自の手続が設けられてから既に十年以上が経過しているが、その間この手続をめぐって特段の問題が生じていないこと等を踏まえると、開示することによって、開示請求者以外の利害関係者（土地所有権者）の権利利益が侵害されるおそれはないものと考えられる。したがって、本件記録のうち境界確認書に記載された開示請求者以外の個人の住所、氏名及び印影の部分を不開示とした実施機関の判断は妥当とは言えない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 7月 7日	諮問書の受付
平成27年 9月 11日	諮問案件の審議並びに異議申立人及び実施機関からの口頭意見陳述
平成27年 9月 30日	諮問案件の審議
平成27年 11月 30日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	早 川 正 祐
委 員	山 川 久仁子